

札幌市役所本庁舎11階
オンブズマン事務局 様

お世話になっております。
札幌市オンブズマン条例第14を準用し、苦情申立書を提出させていただきます。
何卒宜しくお願い申し上げます。

〒001-0011
札幌市北区北11条西3丁目2-23
ノースタウンハウス222

高桑 広仁

連絡先：

苦 情 申 立 書

令和 7 年 8 月 1 日

(あて先) 札幌市オンブズマン

ふりがな
氏 名 たかくわひろひと
高桑 広仁

住 所 〒001-0011
札幌市北区北 1 1 条西 3 丁目 2 - 2 3
ノースタウンハウス 2 2 2

電話番号 090-2329-8284

年 齢

札幌市オンブズマン条例第 14 条の規定により、次のとおり苦情の申立てをします。

申し立てる 苦情の内容及 び 理 由	現在、札幌北区役所生活保護 1 課管轄に於いて生活保護受給者である本人に	
	於ける、住宅扶助を含め 令和 7 年 5 月～令和 7 年 7 月現在の毎月の支給額は	
	住宅扶助を含め、総支給額 20,112 円 としているところ、生活保護法第 7 8 条 1 項	
	に基づく月毎の分割徴収金 5,000 円×2 件 にて計 10,000 円が減額されている	
	案件に付き、本人と知る由のところではあるが、生活保護支給減額に対する苦情	
	とは異なり、生活保護受給申請時に於ける受給者個人の資産調査に関わる同意書	
	に署名捺印をした事による、ケースワーカーによる受給開始後にかかる事細かな	
	入出金調査並びに 1 円単位にまで及ぶ追及の聞き取り調査に関して、実際のところ	
	上記生活保護法第 7 8 条第 1 項に該当する項目について、本人の意図していない	
	失念にかかる入出金案件にまでの細部に渡る受給者資産調査業務に付き、受給申請時に於ける同意書に記載内容の域を超えた介入と受け止めているところであり、当該逐次の個人資産調査にて、実質にその都度調査結果の伝達による不快感を抱かねばならない内容も含めた同意書であるか否かについてのご返答も含め、ここに苦情申立てとして、札幌市オンブズマン条例第 1 4 号規定を準用する。	
苦情の申立ての原因となった事実のあった日		令和 7 年 4 月 1 日
他の制度への 手続きの有無	☐ 有 ☐ 市民相談 ☐ 請願・陳情（議会） ☐ 監査委員 ☐ 直接請求 ☐ 行政不服審査 ☐ 行政事件訴訟 ☐ その他 （苦情等調査結果通知書の内容により、札幌市公文書開示請求（事務手続きに関する保存文書）を検討する	



60/10

札幌市北区北11条西3丁目2
1-スワンハウス 222

高橋 麻子

令和7年(2025年)8月6日

高橋 麻子 様

札幌市オンブズマン 神谷 真保子

令和7年8月1日付けで郵送により申立てのありました。生活保護の資産調査に関するあなたの苦情を、令和7年8月4日付け(第2025-38号)で受け付けました。今後の調査につきましては以下のとおりとなります。

- 1 調査の結果につきましては、概ね1か月を目途に文書でお送りいたします。
- 2 調査に時間を要する場合は、改めて文書でご連絡を申し上げます。
- 3 調査ができない場合には、その理由を記した文書をお送りいたします。

ご不明な点がございましたら、担当の専門調査員へお問い合わせください。

札幌市オンブズマン室 専門調査員 北島(キタジマ)

〒060-0811 札幌市中央区北1条西2丁目

電話 011-211-3733

FAX 011-211-3732

札幌市オンブズマン室

TEL 011-211-3733 FAX 011-211-3732

URL <http://www.city.sapporo.jp/ombudsman/>

〒060-0811

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所4階 11番